

宮崎県公報

平成23年9月29日(木曜日) 第 2324 号

癷 行 禬 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

百 ○調理師法施行細則の一部を改正する規則………(衛生管理課) 1 ○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則…(")8 示 ○清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資 ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……… (//) 20 ○平成23年9月1日付け県公報(第2316号)中…………………22

1/2 牛 教育委員会公告 公安委員会公告 ○警備員指導教育責任者講習の実施について…………21 正 格等に関する要綱の一部を改正する告示⋯⋯⋯⋯(総務課)11 □ ○平成22年11月22日付け県公報(第2237号)中⋯⋯⋯⋯⋯22 ○民有林の保安林の指定予定 (8件) …………(自然環境課) 19 ○平成23年6月16日付け県公報(号外第53号)中…………22

> 規

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第38号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和35年宮崎県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(調理師試験の申請)

- 第1条 調理師法(以下「法」という。)第3条の2第1項に規定|第1条 調理師法(以下「法」という。)第3条の2第1項に規定 する調理師試験(以下「調理師試験」という。)を受けようとす る者は、受験願書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添え て、知事に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条又は法附則第3 項に規定する者であることを証する書類
 - <u>(3)</u> [略]
 - (4) 写真(最近3月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、縦3 <u>.5センチメートル、横 2.6センチメートル</u>のものであって、裏 面に<u>撮影年月日及び</u>氏名を自書したもの。)

第2条 知事は、調理師試験に合格した者に対して、合格証書(別|第2条 知事は、調理師試験に合格した者に対して、調理師試験合 記様式第3号)を交付する。

(調理師名簿等の様式)

- 各号に定めるところによる。
 - (1) [略]
 - (2) 調理師法施行令(以下「政令」という。)第11条第2項の 申請書 別記様式第5号
 - (3) 政令第12条第1項又は第2項の申請書 別記様式第6号
 - (4) 政令第13条第2項の申請書 別記様式第7号

(調理師試験の申請)

する調理師試験(以下「調理師試験」という。)を受けようとす る者は、調理師試験受験願書(別記様式第1号)に、次に掲げる 書類を添えて、知事に提出しなければならない。

改正後

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条又は法附則第3 項に規定する者であることを証する書類
- (2) 「略]
- (3) 写真(最近6月以内に撮影した正面脱帽上半身像で、縦4 <u>.5センチメートル、横 3.5センチメートル</u>のものであって、裏 面に氏名を自書したもの。)

(合格証書)

格証書(別記様式第3号)を交付する。

(調理師名簿等の様式)

- 第6条 次の各号に掲げる名簿又は申請書の様式は、それぞれ当該 | 第6条 次の各号に掲げる名簿又は申請書の様式は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。
 - (1) [略]
 - (2) 調理師法施行令(以下「政令」という。)第11条第2項及 び第13条第2項の申請書 別記様式第5号
 - (3) 政令第12条に規定する申請書 別記様式第6号

宮崎県公報

(5) 政令第14条第2項の申請書 別記様式第8号

(4) 政令第14条第2項の申請書 別記様式第7号

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号(第1条関係)

調理師試験受験願書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

郵便番号

本籍地都道府県名(国籍)

フリガナ

氏 名

印

生年月日及び性別

年 月 日 (男・女)

調理師法第3条の2第1項の調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

- 連 絡 先(
- 住 所(
- · 電話番号()

添付書類

- 1 卒業証明書(学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類。)
- 2 調理業務従事証明書
- 3 写真(出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの。)
- 4 戸籍抄本(受験願書、卒業証明書及び調理業務従事証明書に記載された氏名が同じである場合は、必要ない。)

備考

- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
- 2 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号(第1条関係)

調理業務従事証明書

フリガナ

従事者(受験者)氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤	務 設 名						経営者名 (施設長)				
-	在地						(旭砇女)		電話		()
施		種 当のとこ	ろに〇印を	とつける	類 こと。)	許可・開設年月日 許可番号等			調理業務の内容(な るべく具体的に記 載すること。)	
76	飲食	1 飲食	店営業				(許可年月	日等)		
設	店関係営		·類販売業 ざい製造	業			左	F 第	月	日 号	
0	業						新規	•	継続		
種	給食	(1日 1 寄宿 4 事業	回 音 2 学 新 5 社			院	(開設年月	日) F	月	日	
類	施設	7 矯正	差老人保健 E施設 8 センター	自衛隊							
上	記の施	設で調	理業務に	こ従事	した	期間		Ē Ē	月月	日カ 日ま)ら 計 年 月
勤	務	日	数 及	び	時	間		日/	/週		時間/日
廃		業	年	月		目		年	₫.	月	日
証	明日	白	戶 月	日							
		住 所	_				電話	()		実印又は職印
証	明者	施設名									
		地 位				氏	名				
証則	月者が施	記長でな	い理由								

- 備 考 1 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若 しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会 等所属団体の長又は同業者が証明すること。
 - 2 証明印は、当該施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届のしてあ る印を用い、印鑑証明書を添付すること。
 - 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって、多数人に対して 食品を供与する施設として開設した年月日をいうものであること。
 - 4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き 換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第5号及び別記様式第6号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

調理師名簿訂正及び調理師免許証書換交付申請書

年 月 日

宮崎県知事

住 所 フリガナ 氏 名 生年月日 年 月 日 電話番号

下記のとおり調理師名簿登録事項に変更を生じたので、名簿訂正の上、調理師免許証 を書き換えて交付するよう、調理師法施行令第11条第1項及び第13条第1項の規定によ り申請します。

記

- 第 号 1 登録番号
- 年 月 日 2 登録年月日
- 3 変更事項

				変	更	削	変	更	後
本籍	手地都 (国	道府! 籍)	県名						
フ氏	IJ	ガ	ナ 名						

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更理由
- 備考 1 調理師免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 - 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
 - 3 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛 先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第6号(第6条関係)

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

> 申請者 住 所 フリガナ 氏 名 印 電話番号

> > 登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第12条の規定によ り申請します。

記

1 本籍地都道府県名(国籍)

フリガナ

- 2 氏 名
- 3 生年月日 年 月 日
- 4 登録番号及び登録年月日
- 5 消除を申請する理由
- 備考 1 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないとき は、その理由を明らかにする書類を添付すること。
 - 2 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
 - 3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
 - 4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛 先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第6条関係)

調理師免許証再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

> 住 所 フリガナ 氏 名 印 生年月日 年 月 日 電話番号

下記のとおり調理師免許証の再交付を受けたいので、調理師法施行令第14条第1項の 規定により申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名(国籍)
- 4 再交付申請の理由
- 備考 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。
 - 2 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛 先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第8号を削る。

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第39号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛牛師法施行細則(昭和42年宮崎県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	i
(計験の心生)	(計験の八生)

(試験の公告)

第2条 知事は、法第4条に規定する製菓衛牛師試験(以下「試験 第2条 知事は、法第4条に規定する製菓衛牛師試験(以下「試験 」という。)を行なう場合は、試験の期日、場所その他試験の実 施に関して必要な事項を公告する。

(受験の手続)

第3条 <u>前条に規定する</u>試験を受けようとする者は、<u>受験願書</u>(別|第3条 試験を受けようとする者は、<u>製菓衛生師試験受験願書</u>(別 記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなけれ ばならない。

(1) 履歴書

- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する資格 のあることを証する書類
- (3) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年 以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証 する書類又は<u>菓子製造業従事証明書</u>(別記様式第2号)

<u>(4)</u> [略]

(試験の無効等)

第4条 知事は、受験者が試験に関して不正の行為を行なったとき は、その者の試験を停止し、又はその者の試験を無効とすること がある。

(合格証書の交付)

第5条 知事は、試験に合格した者に対して、合格証書(別記様式|第5条 知事は、試験に合格した者に対して、製菓衛生師試験合格 第3号)を交付する。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

(試験の公告)

」という。)を行う場合は、試験の期日、場所その他試験の実施 に関して必要な事項を公告する。

(受験の手続)

- 記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する資格 のあることを証する書類
 - (2) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年 以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証 する書類又は菓子製造業務従事証明書 (別記様式第2号)

<u>(3)</u> [略]

(試験の無効等)

第4条 知事は、受験者が試験に関して不正の行為を行ったときは 、その者の試験を停止し、又はその者の試験を無効とすることが ある。

(合格証書の交付)

証書(別記様式第3号)を交付する。

別記

様式第1号(第3条関係)

製	菓衛生師試験受験願書					
宮崎県知事	年 殿 (ふりがな)	月日				
製菓衛生師試験を受	氏 名 けたいので、関係書類を添えて申し込みま	印す。				
住 所	〒 — 電話番号 ()				
生 年 月 日	年 月 日					
受 験 資 格	 製菓衛生師法第5条第1号に該当 製菓衛生師法第5条第2号に該当 製菓衛生師法附則第2項に該当 					
試験科目(製菓理論及び実 技)の免除に必要な資格	有	無				

備考 1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

- 2 「受験資格」欄及び「試験科目(製菓理論及び実技)の免除に必要な資格」欄は、該当する ものに○印を付けること。
- 3 受験資格を証する書類を添付すること。
- 4 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換 えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第2号(第3条関係)

菓子製造業務従事証明書

(ふりがな)

従事者(受験者)氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、下記のとおり菓子製造の業務に従事したことを証明します。

勤務					経営者	4						
施設名					(施設	長)						
所 在 地					<u> </u>	•	電話	()			
<i>\$\r</i> = 1		<i>⇒</i> ⊬ =:* <i>x</i>	丘 口 かた	菓子製	造業務の	勺容						
許可・開記	文年月 日	許可看	百芳等	(なる~	(なるべく具体的に記載すること。)							
(許可年月	日等)											
	4	年 月	日									
第	号 新	規 •	継続									
 (開設年月	月)			-								
		年 月	日									
		中 月	Н									
					年	 月	日から	<u> </u>				
上記の施	設で調理	業務に	従事し、	た期間	ı	71	р И О	> 計	年	月		
1 10 17 %	HA C MITT	. >/< 455 (-), C 1. O .	, = , , , , , , ,	年	月	日まで		'	7 4		
勤務	日 数		びほ	寺 間		日/i			 ´ 日			
廃	業	年	月	日		年	月 ————	日				
	T											
証明日	年	月	目									
	住所				 電話	()		 実印又は	- 14 14 1		
					电响			=	—————————————————————————————————————			
証明者	施設名											
	地 位			氏	名							
	<u> </u>	、			I							
証明有 かか	世成文 Cない	'垤田										
描 者 1	原則として	当該施設	長が証明	明すること	と。ただし	、従事	者と施設長	が同一	人、配作	ま者若		

- しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会 等所属団体の長又は同業者が証明すること。
 - 2 証明印は、当該施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、 印鑑届のしてあ る印を用い、印鑑証明書を添付すること。

附則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

汞

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。 平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 802号

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改正前 改正後

(審査の申請)

- うとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審 査申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、知事に 提出しなければならない。
 - (1)・(2) [略]
 - (3) 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあっては、建 築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第 20号。以下「建築物衛生法」という。) 第12条の2第1項の登 録を受けていることを証する書面
 - (4) 警備保障業務の登録にあっては、警備業法(昭和47年法律 第 117号) に基づく認定等を受けていることを証する書面
 - (5) 職員宿舎管理業務の登録にあっては、申請者の宮崎県内の 本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法(昭和25年法 律第 202号) に規定する1級若しくは2級建築士であること又 は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定 する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面

(6)~(8) [略]

- (9) 営業上の登録等一覧表(別記様式第3号)及びそれを証す る書面
- (10)~(15) [略]
- (16) 有資格職員名簿(別記様式第8号)及びそれを証する書面

(17)~(22) [略]

2 [略]

(登録及び競争入札参加資格審査の実施)

- 第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該 申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められ る者を除き、名簿に登録するものとする。
 - (1) [略]
 - (2) <u>前条第1項第3号の</u>建築物衛生法に基づく登録<u>又は同項第</u> 4号の認定等を受けていない者
 - (3) 前条第1項第5号の資格を有する職員がいない者

(審査の申請)

- 第3条 前条の規定による登録(以下「登録」という。)を受けよ │第3条 前条の規定による登録(以下「登録」という。)を受けよ うとする者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審 査申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、知事に 提出しなければならない。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあっては、建 築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第 20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項の登 録を受けていることを証する書面の写し
 - (4) 警備保障業務の登録にあっては、警備業法(昭和47年法律 第 117号) に基づく認定等(同法第 4 条の認定、同法第 9 条に 規定する営業所の届出等(該当する場合に限る。)及び同法第 40条に規定する機械警備業務の届出(該当する場合に限る。) をいう。以下同じ。)を受けていることを証する書面の写し
 - (5) 職員宿舎管理業務の登録にあっては、申請者の宮崎県内の 本店、支店又は営業所 (常時清掃業務等の契約を締結する事務 所をいう。以下同じ。) に従事する職員が建築士法(昭和25年 法律第 202号) に規定する1級若しくは2級建築士であること 又は建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規 定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の 写し

(6)~(8) [略]

- (9) 営業上の登録等一覧表(別記様式第3号)及びそれを証す る書面の写し(第3号から第5号までに掲げるものを除く。)
- (10)~(15) [略]
- (16) 有資格職員名簿(別記様式第8号)及びそれを証する書面 の写し

(17)~(22) [略]

2 [略]

(登録及び競争入札参加資格審査の実施)

- 第4条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該 申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められ る者を除き、名簿に登録するものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 前条第1項第3号に規定する建築物衛生法に基づく登録若 しくは同項第4号に規定する認定等を受けていない者又は同項 第5号に規定する資格を有する職員がいない者
 - (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はそ の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下 同じ。) が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮

宮崎県公報

(4)~(7) [略]

(8) <u>第7条第1項</u>の規定により登録を取り消された者で、その 取消しの日から2年を経過していない者

(9) [略]

2~4 「略]

(変更等の届出)

- 第6条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更等届出書(別記様式第12号)によりその旨を知事に届け出なければならない。
 - (1) 住所<u>又は氏名(法人にあっては、商号若しくは名称又は代</u> 表者の氏名)に変更があったとき。
 - (2) [略]
 - (3) <u>地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項又は第 2 項各号のい</u>ずれかに該当することとなったとき。
 - (4) 第3条第1項第3号の建築物衛生法に基づく登録又は同項 第4号の認定等が取り消され、又は失効したとき。

(登録の取消し)

- 第7条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは 、その登録を取り消すものとする。
 - (1) <u>地方自治法施行令第 167条の 4 第 1 項又は第 2 項各号</u>のいずれかに該当することとなったとき。

(2) [略]

- (3) 経営状況が著しく不良となり、又は第3条第1項第3号の 建築物衛生法に基づく登録若しくは同項第4号の認定等が取り 消され、若しくは失効し、競争入札に参加させることが不適当 と認められたとき。
- 2 [略]

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止 を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはな らない。 崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者

(4)~(7) [略]

- (8) 第7条第1項第1号若しくは第4号の規定により登録を取り消された者で、その取消しの日から1年を経過していない者 又は同項第2号若しくは第3号の規定により登録を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過していない者
- (9) [略]
- 2~4 「略]

(変更等の届出)

- 第6条 登録業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更等届出書(別記様式第12号)に変更事項を証する書面の 写し(変更があった場合に限る。)を添えて知事に届け出なければならない。
 - (1) 住所、商号若しくは名称又は代表者の職氏名に変更があったとき。
 - (2) [略]
 - (3) 第3条第1項第3号に規定する建築物衛生法に基づく登録 又は同項第4号に規定する認定等に変更があったとき。
 - (4) <u>第3条第1項第5号に規定する資格を有する職員に変更があったとき。</u>

(登録の取消し)

- 第7条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは 、その登録を取り消すものとする。
 - (1) <u>登録の有効期間中に第4条第1項第1号又は第2号</u>のいず れかに該当することとなったとき。
 - (2) 登録の有効期間中に第4条第1項第3号に該当することと なったとき。

<u>(3)</u> [略]

(4) 経営状況が著しく不良となり、競争入札に参加させること が不適当と認められたとき。

2 [略]

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第9条、第12条関係)

「 衣男	
項 目	要件
1 契約違反等に 関わる要件	(1) 宮崎県が発注した清掃業務等の委託契約(以下「契約」という。)に係る競争入札において、入札前に提出する調査 資料に虚偽の記載をしたこと等により、契約の相手方として 不適当であると認められるとき。
	(2) 契約に係る競争入札において、落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。
	(3) 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。)。
	(4) 契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (5) 契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。
2 贈賄及び不正 行為に関わる要 件	(1) 役員等又は使用人(役員等以外のものをいう。以下同じ。)が宮崎県又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、公団若しくは独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
	(2) 役員等が県外の国の機関、地方公共団体、公社、公団又 は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕 され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
	(3) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
	(4) 業務に関し、役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
3 その他の要件	している者が、次のいずれかに該当するとき。 ア 暴力団関係者を使用したと認められるとき。
	イ 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 ウ 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められる
	とき。 (2) 登録の有効期間中に第4条第1項第2号又は第3号に該当した場合であって、第7条第1項第1号ただし書の規定によりその登録が取り消されないとき。
	(3) 1の項、2の項並びにこの項の(1)及び(2)に掲げる要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
	(4) 1の項、2の項及びこの項の(1)から(3)までに掲げる 要件に該当する場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる 犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣 告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき
	0

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

清掃業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 郵便番号住 所商号又は名称代表者職氏名

(A)

担当者 電話番号 ファクシミリ番号 メールアト・レス

宮崎県が発注する下記業務の委託契約に係る競争入札の参加資格審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

						清掃	業務								
登 録 希 望			警備	保障	業務	(人	的警	備)							
(希望するものに ○印を付けること。						警備保障業務 (機械警備)									
						ねず	み昆	虫等	防除	業務					
							職員宿舎管理業務								
業務可能(参	加希	望)	地区	. (希	望す	つるも	のに	OF	を付	ける	こと	:。)			
全	宮崎市	東諸県	日南市	串間市	都城市	北諸県	小林市	えびの	西諸県	西都市	児湯郡	日向市	東臼杵	延岡市	西臼杵郡
県	111	郡	1]1	1]1	1 1	郡	111	市	ポ郡	1]1	相り	1 1	郡	111	郡

※ 別紙「役員等の一覧表」を記載の上、あわせて提出すること。

(裏 面)

(添付書類)

- 1 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書
- 2 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の証明書(個人の場合に限る。)
- 3 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあっては、建築物における衛生的環境の確保 に関する法律第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し
- 4 警備保障業務の登録にあっては、警備業法に基づく認定等を受けていることを証する書面の写し
- 5 職員宿舎管理業務の登録にあっては、申請者の宮崎県内の本店、支店又は営業所に従事する職員が建築士法に規定する1級若しくは2級建築士であること又は建設業法施行令第27条の3に規定する建築施工管理の技術検定に合格したことを証する書面の写し
- 6 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- 7 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- 8 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- 9 営業上の登録等一覧表 (別記様式第3号) 及びそれを証する書面の写し (3から5までに 掲げるものを除く。)
- 10 営業所等一覧表(別記様式第4号)
- 11 経営規模等総括表(別記様式第5号)
- 12 決算年度別契約実績一覧表(別記様式第6号)及び契約実績に係る契約書の写し
- 13 最近2年間(現に登録業者で、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするものについては、最近1年間)の財務諸表
- 14 最近2年間の所得税確定申告書の写し(個人の場合に限る。)
- 15 職員及び業務用機械器具等一覧表(別記様式第7号)及び社会保険加入を証する書面
- 16 有資格職員名簿(別記様式第8号)及びそれを証する書面の写し
- 17 中小企業協同組合にあっては、名称、代表者名、住所及び電話番号を明示した組合員名簿
- 18 中小企業協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、それを証する書面の写し
- 19 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項の規定による報告をしなければならない者にあっては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあっては障がい者の雇用状況調査票(別記様式第9号)
- 20 国際標準化機構が定めた規格 I S O 9 O O 1 又は I S O 1 4 O O 1 の認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
- 21 清掃業務及びねずみ昆虫等防除業務の登録にあっては、建築物における衛生的環境の確保 に関する法律施行規則第25条第3号又は第29条第4号に規定する研修に係る従事者研修実施 状況表(別記様式第10号)
- 22 その他知事が必要と認める書類

別紙

役員等の一覧表

フリガナ氏 名	役名(常勤・非常勤の別)	生年月日	性別	住所
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M•T S•H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M•T S•H • •	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M•T S•H • •	男·女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M•T S•H • •	男∙女	TEL
		M•T S•H • •	男·女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H	男·女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員並びにその支店及び営業所を代表する者を記載すること。 ※役名については、代表者、代表取締役、取締役、監査役、支店長等を記載し、括弧書きで「常勤」又は「非常勤」を記載すること。 ※生年月日は、次の区分に従って該当する記号に〇を付けること。(明治:M 、大正:T 、昭和:S 、平成:H) ※性別は、男・女のいずれかに〇を付けること。

- 1. この様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消及び契約の解除等がなされても異存ありません。

ᇙ

/\

年 月 日

IT I		
商号又は名称		
代表者職氏名		印
記入責任者	職 氏名	
連絡先	電話	

	宮	崎	県	公	報			平成 23	年	9 月	29 日	(木曜日)	第	2324 号
別記様式第12号を次のように改め	る。													
様式第12号(第6条関係	系)													
		変	Š	更	等	届	出	書	Ē.					
												年	月	日
宮崎県知事				殿										
				届	出者	代表	所 又は名 者職氏 当者氏	名 名)		_			
 次のとおり変更(廃」	代表者職氏名 (担当者氏名													
変更(廃止・休止)	年月	日			年		月	月						
変更事項			変	夏	F)	後				変	更	前		

変更 (廃止・休止)

理由

(注) 変更の場合には、変更事項を証する書面の写しを添付すること。 代表者の氏名に変更があった場合には、変更後の別紙「役員等の一覧表」を作成の上、 あわせて提出すること。 別紙

役員等の一覧表

ヮ ヵ ヵ 氏 名	役名(常勤・非常勤の別)	生年月日	性別	住所
		M·T S·H	男·女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H	男∙女	TEL
		M·T S·H · ·	男∙女	TEL

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員並びにその支店及び営業所を代表する者を記載すること。 ※役名については、代表者、代表取締役、取締役、監査役、支店長等を記載し、括弧書きで「常勤」又は「非常勤」を記載すること。 ※生年月日は、次の区分に従って該当する記号に〇を付けること。(明治:M 、大正:T 、昭和:S、平成:H) ※性別は、男・女のいずれかに〇を付けること。

- 1. この様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消及び契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住	所	
商号又は名	呂称	
代表者職戶	5名	印

記入責任者	職·氏名	
連絡先	電話	

附則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

宮崎県告示第 803号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字伊比井字元越 538-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 804号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字酒谷字向田乙 813-2、乙 813-3、乙 857
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字向田乙 813-2・乙 813-3・乙 857 (以上3筆につい

て、次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 805号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字風田字山下上

2822、2823、2827-1、2827-2、2828-1、2828-2、字上/ 久保2861

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字山下上2822・2823・2827-1・2827-2・2828-1・28

28-2 (以上6筆について、次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- ェ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 806号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字冨土字日向八 重3138-イ、3138-ロ、3138-ハ号、3141-イ、3141-ロ、3141 -ハ号、3142
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字日向八重3138-イ・3138-ロ・3138-ハ号・3141-イ・ 3142(以上5筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 807号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町北河内字元 狩倉3007-1、3007-5から3007-7まで、3007-9、3007-10

宮崎県公報

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置い て縦覧に供する。)

宮崎県告示第 808号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町贄波字丑牧 3219
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。 字丑牧3219 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び に日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 809号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字古戸73 68-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び に串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 810号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第2項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 えびの市大字内竪字松尾 863 - 7, 863 - 8, 863 - 13
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置 いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 811号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の3において準用する同 法29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市(国有林 。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び に日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成23年9月29日

宮崎県知事 河 野 傍 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 地方税電子申告システム関係機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部税務課管理・電算担当 宮崎市橘通東2丁目10番 1号
- 3 落札者を決定した日 平成23年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所 NECキャピタルソリューション株式会社 福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額 22,434,300円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 平成23年7月14日

教育委員会公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成23年9月29日

宮崎県教育研修センター所長 有 枝 定 幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 宮崎県教育情報通信ネットワークシステム構築及び運用業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県教育研修センター 宮崎市阿波岐原町前浜4276番地 729
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成23年8月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 株式会社宮崎県ソフトウェアセンター 宮崎県宮崎市佐土原 町東上那珂字長谷水 16500番地 2
- (2) NTTファイナンス株式会社南九州支店 熊本県熊本市花畑 町4番1号太陽生命熊本第2ビル7F
- 5 随意契約に係る契約金額 128,992,500円
- 6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年第372号)第10条第1項第1号の規定による。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法(昭和47年法律第 117号。以下「法」という。)第22条 第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する

平成23年9月29日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

1 時日の住気で言語来切り色力で大池口及りた真											
	種	類	警備業務区分		講	習	の	実	施	日	定員
追加取		印取	4 号警備業務	平月	戊23	年12	月 1	日(木)	から	同月 2	15名
	得講習		日(金)ま	で						

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分

- の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込み を行う日において、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した 期間が通算して3年以上である者
- (2) 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 宮崎県技能検定センター(旧名称宮崎地域職業訓練センター) 電話0985-58-1570

- 4 受講申込書の提出方法等
- (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	講 習 の 実 施 日
4 号警備業務	平成23年10月17日側から同月26日似まで(土、
	日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての 代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

- (4) 提出書類等
 - ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
 - イ 資格者証又は講習修了証明書の写し(追加取得講習受講者 に限る。)
 - ウ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面
 - (ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴 書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料		
追加取得講習	4 号警備業務	10,000円		

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会(電話代表0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。

IE N

平成22年11月22日付け県公報(第2237号)中

ページ	段	行	誤	正
1	右	17	須木大字鳥田町	須木鳥田町

平成23年6月16日付け県公報(号外第53号)中

ページ	段	行	誤	正
5	左	36	須木大字内山	須木内山

平成23年9月1日付け県公報(第2316号)中

ページ	段	行	誤	正
4	右	32	須木大字中原	須木中原